

子政策第5247号  
令和3年2月12日

各市町村長 殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく  
保育所等への協力要請について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止対策への御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、1月8日から2月28日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、今般の感染状況や特措法の改正などを踏まえ、これまで継続してきた特措法第24条第9項に基づく休業の協力要請は終了することとし、改めて、2月13日から4月30日までを実施期間として、別添のとおり、感染拡大防止への協力を要請いたします。

つきましては、貴職所管の保育所等へ周知いただくとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向け、適切に御対応いただきますようお願いいたします。